

令和5年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年12月27日(水) 午前8時55分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外菌健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (9番 西村 四男 委員 ・ 10番 外菌 健藏 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 議案第61号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について
日程第2 議案第62号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について
日程第3 議案第63号	非農地証明願(3件)について
日程第4 議案第64号	農用地利用集積計画案(一括方式)(新規5件)について

会議の概要

局長 皆さん、おはようございます。今年最後の総会になりました。ただ今から、令和5年第12回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、令和5年第12回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局の方から本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対しまして、出席委員が11名、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員につきましては、9番 西村四男委員、10番 外薮健藏 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。日程第1議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件です。5件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第1議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は5件です。1ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人である父が、譲受人である息子さんへ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、12月21日午前8時45分より譲受人の代理人立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。位置図は1ページ、2ページを参照してください。申請地は譲渡人である父から、譲受人である息子さんへの贈与です。労働力は2人です。農機具保有状況は、トラクター、芋掘り機、耕耘機、草払い機、その他一式所有されております。営農計画は、甘藷や、生姜です。自宅からの通作距離は1km程です。私達が調査した結果は、何も問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

3ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。申請地は親戚が今までも隣の田と一枚にして耕作しておられます。隣の田〇〇番は、今後譲受人が相続をする予定です。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。調査は【正】を川畑委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、現地調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の3ページから4ページを参照してください。12月24日（日）午後1時35分より、申請人と、西委員と私で調査をしました。申請地は農用地区域内農地です。申請人は申請地を買い受け、水稻を耕作される予定です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機他一式所有されております。通作距離は自宅から1.5kmです。なお、隣地の〇

○番は、現在義理の兄が耕作されておりますが、譲受人が近く相続予定で、来年度より耕作されるということです。私どもの調査では、申請に何も問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。次にNo.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は日置市の方ですが、この申請地の近くにも自作地を所有しておられて、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。調査は【正】を西村委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、12月25日午前8時50分より代理人行政書士立会いのもと、池田委員と私で調査を実施しましたので報告いたします。資料は5ページ、6ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地です。申請地を買い受けて、自家消費野菜を栽培される予定です。申請地は現在譲受人が耕作されています。労働力は2人で、農機具保有状況はトラクター、田植機、コンバイン、草刈り機等保有されています。申請地取得後の営農計画は自家消費の野菜、みかんの栽培です。自宅からの通作距離は約3.5kmで、所有する隣地の畑も耕作され、労力、施設ともあると認められます。耕作意欲も十分あると見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。次にNo.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 7ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人はこの農地と一緒に隣の〇〇番の宅地も購入し、県外から移住される予定です。譲受人は所有する農地はありません。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を野元委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について報告します。12月23日午前9時45分から行政書士立会いのもと、野元委員と私で調査をしました。今回の申請は売買です。資料は7ページ、8ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。譲受人、譲渡人とも現住所は県外ですが、譲受人は2月頃神奈川県から引越して、移住されるということです。以前は照島に住んでいたそうです。譲受人は農地の購入後、畑にみかん等を植えて、自家消費する予定です。現在は畑には、びわ、金柑、バナナの木、水仙の花等を植えてあります。労働力は1人です。一般的な管理は1人で行います。除草をしっかりと行いますということです。農作業は収穫時に忙しい時には、妻にも手伝ってもらいます。農機具は今後必要な機械を購入していきます。私達の見聞したところ、問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。次にNo.5について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

9ページをご覧ください。No.5についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は自宅の隣に位置する、申請地の隣の宅地〇〇番も合わせて購入予定です。所有する農地は全て耕作しておられます。調査は【正】を野元委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員

7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5について、12月23日（土）午前9時より代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査をしたので報告いたします。申請地の位置図は9ページから10ページになり、農用地区域外農地です。現在譲受人は農業をされておらず、新規経営となります。労働力は3人で、農機具はトラクター、草刈り機、動力噴霧器等を所有されています。申請地は自宅の隣で、特に問題はないと思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。No.1からNo.5まで、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。1件1件個別に行いたいと思います。まず1ページ、2ページのNo.1について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に 3 ページ、4 ページの No. 2 について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に 5 ページ、6 ページの No. 3 について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に 7 ページ、8 ページの No. 4 について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に 9 ページ、10 ページの No. 5 について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第 1 議案第 61 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 5 件については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 議案第 61 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 5 件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第 2 議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。今回の申請は 4 件ですが、4 件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第 2 議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 4 件についてであります。11 ページをお開きください。No. 1 についてご説明いたしま

す。譲受人は脳梗塞を患い歩行が困難な状況で、デイスサービスの送迎や、過去に救急車を呼んだ際、道路の幅員が狭く旋回できずに困ったことがあったため、申請地を買い受けて通路の拡張及び駐車場として使用したいための申請であります。通路の拡張には、隣接する赤線に盛土が必要となりますが、これについては都市建設課と調整済みであります。第2種農地でその他の農地であります。第2種農地のため、代替地の検討が必要な所ではありますが、病気で歩行困難なため、家の近くまで救急車が入れるようにしたいことと、スムーズに旋回出来ることを目的に転用をするもので、対象となる土地は他に無く、検討してはおりません。また、自宅と申請地をたすと633.51 m²と、500 m²を越えますが、病気による緊急時に備えての申請のため、これらの事に理由書が添付されております。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10 番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、12月21日午前8時30分より代理人立会いのもと、木場委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は11ページ、12ページを参照してください。転用目的は、脳梗塞により歩行が困難なため、デイスサービスの送迎や、過去に救急車を呼んだ時も自宅までの道路の幅員が狭く、道路上で旋回できず困ったことがあったため、申請地を買い受けて通路を拡張及び駐車場として使用したいためです。農地区分は第2種農地、その他の農地です。申請地の上の自宅に通じる道路を2mから3mに拡張し、自宅下の道路と自宅の間を普通車1台と、デイスサービスの送迎車1台が駐車できるスペースと、十分な旋回場所を確保するためです。南側の畑は、段差によって境界が区切られているため、特にブロック等を積むことはありませんが、1m程の緩衝地を設けます。申請地に盛土や切土、擁壁を設けながら、安全な歩行、駐車、旋回スペース等を確保するための取得です。着工予定は令和6年2月で、3月の完了予定です。被害防除計画書等は5条申請の備考欄に記載してあります。私達の調査では特に問題はないと思われますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。13ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。譲受人が夫と妻との共有名義での申請となっておりますが、融資は夫名義となっており、同意書が添付されております。第3種農

地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について調査報告いたします。12月24日午後1時より、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を実施いたしました。資料の13ページから14ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にあります。現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。周囲に農地はありません。造成計画は現状のまま利用し、境界はブロックを2段積むことで土砂の流出を防ぎます。用水は公共上水道、雨水排水は南側側溝へ、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理後排水します。東と西は宅地、南は道路、北は道と川になっています。許可後すぐ、1月から着工したいそうです。備考欄に添付書類が記載されています。私どもとしては、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは次のNo.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。15ページをお開きください。譲受人は申請地の周辺にインター、小中学校、スーパー等あり、生活基盤が整って住宅需要が見込まれるため、土地を買い受けて共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、12月25日（月）午前9時30分より代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の15ページ、16ページをご覧ください。申請地は第3種農地で第1種住居地域内にある農地です。転用目的は土地を買い受けて共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたいためです。事業計画の内容は、8世帯の住宅と、入居者用の駐車場16台分です。申請地の北と東側は宅地、西側は市道、南側は雑種地です。被害防除計画書の造成計画は、盛土を行います。被害防除策は、擁壁を設けます。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、建物の

高さを 7.6m程度にします。用水計画は公共上水道、雨水排水は西側市道側溝へ水路放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽にて処理し、西側市道側溝へ流します。資金調達計画は融資で、工事計画は令和 6 年 1 月から 7 月までとなっております。融資証明書、仮換地指定通知他、5 条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。次のNo.4 について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4についてご説明いたします。17 ページをお開きください。譲受人は焼酎の製造販売を主な目的とする会社の代表取締役であり、経営拡張に伴い申請地を譲り受け、貸資材置場、駐車場としたいための申請であります。また、これまで近隣住民のゴミステーションとしても使用されていたため、そのまま引き続きゴミステーション、それに伴う駐車場として今後も使用したいための申請であります。ゴミステーションが置いてあることにより、前所有者の始末書が添付されております。第2種農地でその他の農地であります。代替地も3ヶ所検討しましたが折り合いがつかず、他に適当な土地も見当たらなかった状況です。調査委員は【正】を池田委員、【副】を西村委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1 番池田です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.4 についてを説明いたします。12 月 25 日午前 9 時 20 分より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第 2 種農地で、その他の農地です。位置図は 17 ページ、18 ページを参照してください。転用の目的は、焼酎の製造販売を主な目的とする会社の代表取締役である譲受人は、経営拡張に伴い申請地を譲り受けて、貸資材置場と駐車場にしたいためです。また、これまで近隣住民のごみステーションとしても使用されていたため、そのままごみステーションと、それに伴う駐車場としても使用したいとのことでした。譲受人による事業計画書、使用貸借契約書等第 5 条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は、東と南側は川、西側は畑、北側は道路です。畑との境界は、日照、通風に支障を及ぼさないように 1.5mの緩衝地を設けるとのことです。造成計画は貸資材置場と駐車場であるため現状のまま使用し、資材置場としては、パレットを 30 枚程度、駐車台数はトラック 1 台、普通車 4 台の合計 5 台です。雨水排水は南側の川と北側の道路側溝へ水路放流です。ごみステーションとしての利用は旧市来町時代から行われているらしく、公

共性も高いと思われます。以上のことから何ら問題は無いと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上4件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず11ページ、12ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に13ページ、14ページのNo.2について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次に15ページ、16ページのNo.3について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございます。次の17ページ、18ページのNo.4について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第2議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第2議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請4件については、いずれも申請のとおり許可することで決定しました。

次に進みます。日程第3議案第63号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は3件で、そのうち違反転用指導対象の事案のNo.1とNo.2の2件については、現地調査の報告は省略しますが、それ以外のNo.3については、事務局の説明の後、現地調査の報告をお願いいたします。3件とも説明と報告が終わった後に質疑に入りたいと思い

ます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3議案第 63 号非農地証明願3件についてであります。19 ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。40 年程前から転用申請を知らず、宅地の一部として利用して現在に至っている状況です。違反転用と判断されております。

続きましてNo.2についてご説明します。21 ページをお開きください。平成8年頃転用申請を知らず、倉庫と駐車場に転用して現在に至っており、20 年以上経過している状況となっております。こちらも違反転用と判断されております。

続きましてNo.3についてご説明します。23 ページをお開きください。上名〇〇番については、農地法の許可が必要であることを知らず、平成9年頃車庫を建築して現在に至っており、始末書が添付されております。また、昭和63 年に自宅を建築しましたが、その後、麓土地区画整理事業が始まり、換地割で建物部分に申請地の 2 筆が入り込んでしまう形状になったための申請であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員をお願いしております。よろしくお願いいたします。

議長

それではNo.3について現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11 番久木山です。12 月 25 日(月)午前 10 時より、古賀委員、申請人、いちき串木野市都市建設課職員2名と申請地を調査いたしました。申請地は第3種農地で第1種低層住居専用地域の農地であり、昭和 63 年に自宅を建築し、平成9年に農地法の許可を受けずに車庫を建築しました。今回、麓土地区画整理事業で換地割建物部分に申請地の2筆が入り込んだ形状になり、また、車庫も 20 年以上経過していて、農地性を喪失していることから、非農地証明願いで対応したいと思います。申請人から始末書も提出されております。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

以上 3 件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず 19 ページ、20 ページの No.1 について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の 21 ページ、22 ページの No.2 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に 23 ページ、24 ページのNo.3 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、一括してお諮りしたいと思います。日程第3 議案第 63 号非農地証明願3件については、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3 議案第 63 号非農地証明願3件については、申請のとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第4 議案第 64 号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、今回関連する委員、〇〇委員と〇〇委員はすみませんがご退席をお願いします。

〇〇委員、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

25 ページをお願いします。日程第4 議案第 64 号 12 月 31 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で5 件9 筆3,792 m²です。

5 番は、前回は基盤強化法の契約であったものから、中間管理法の契約に変更する案件です。これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。〇〇は、今後借入地を全て耕作していただけるようお願いをしてあります。よろしく願いいたします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。今回は5 件9 筆ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をさせていただきます。1 番目の〇〇が借りる分については、中ノ平とは別の地区になるんですか。

永井推進委員

これは中ノ平です。

議長 中ノ平ですか。今回申請が上がってきたというのは、手続きの関係
ですか。

永井推進委員 申請が遅れて出た分です。

議長 わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第4議案第64号
農用地利用集積計画書案(一括方式)5件9筆につきましては、説明
のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第64号農用
地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、報告のあったとお
りの内容で決定をいたしました。〇〇委員、〇〇委員はまた自席へお
戻りください。

〇〇委員、〇〇委員着席後

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

- _____
- _____

